

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 2 1 号	職員のサービスの宣誓に関する条例及び三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	<p><b>【改正趣旨】</b>  地方自治法及び地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の導入に伴い、当該条例について、所要の規定の整備を行おうとするもの。</p> <p><b>【関係法令】</b>  地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 9 号）  労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）</p> <p><b>【改正内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者が別段の定めをすることができる旨を規定する。</li> <li>2 正規の勤務時間を超えて勤務した場合の勤務 1 時間当たりの報酬の算定について、正規の勤務時間を超えた時間のうち、勤務時間が 7 時間 4 5 分に達するまでの間の勤務にあたっては 1 0 0 分の 1 0 0 を、勤務時間が 7 時間 4 5 分を超えた場合にあっては 1 0 0 分の 1 2 5 から 1 0 0 分の 1 5 0 までの範囲で市長が定める割合を乗じて算定することとする。</li> <li>3 期末手当の不支給及び一時差止めの取扱いについて、一般職の職員の給与に関する条例によることとする規定を追加する。</li> </ol> <p><b>【施行期日】</b>  令和 2 年 4 月 1 日</p>